

駒岡清掃工場解体工事に係る調査設計業務 仕様書

第1章 総則

1 業務の目的

本業務は、駒岡清掃工場解体工事に際して必要な財産処分報告書の作成、有害物質等の状況調査、解体工事に係る設計図書の作成等を目的とし、受注者に委託するものである。

2 業務名称

駒岡清掃工場解体工事に係る調査設計業務

3 解体対象施設の所在及び概要

(1) 施設名称：駒岡清掃工場

(2) 所在地：札幌市南区真駒内 602 番地（敷地面積：59,430 m²）

(3) 解体対象施設：別添1 解体対象範囲図参照

ア 焼却施設

施設規模：600t/日（300t/日×2 炉）

処理方式：全連続燃焼式（ストーカ式）

構造：（工場棟）SRC 造ほか、地下2階・地上7階建

（煙突）RC 造ほか、高さ100m

（計量棟）RC 造一部S造、平屋建

建築面積：6,364 m²

延床面積：18,736 m²

イ 破碎施設

施設規模：200t/日（回転50t/日×1基、剪断75t/日×2基）

構造：S造一部RC造、地下1階・地上4階建

建築面積：7,721 m²

延床面積：11,514 m²

ウ 職員住宅

構造：RC造一部CB造、地上3階建

建築面積：464 m²

延床面積：1,298 m²

エ 南清掃事務所委託詰所

構造：プレハブ軽量鉄骨造、地上2階建

建築面積：146 m²

延床面積：291 m²

4 業務期間

契約締結の日（令和6年5月下旬）から、2026年（令和8年）3月18日まで

5 業務の内容

本業務の内容については、第2章の業務内容によるものとする。ただし、仕様書に明記なき事項であって、本業務に必要となる事項が生じた場合は、遅滞なく市と協議のうえ、決定するものとする。

6 仕様書の適用

業務の遂行において本仕様書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上定めるものとする。業務上必要と認められる軽微な事項については、受託者の責任において行うものとする。

7 関係法令等の遵守

本業務の履行にあたり、以下の関係法令（政省令、告示、規則等を含む）を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) ダイオキシン類対策特別措置法
- (3) 大気汚染防止法
- (4) 水質汚濁防止法
- (5) 土壌汚染対策法
- (6) 環境基本法
- (7) 労働安全衛生法
- (8) 都市計画法
- (9) 悪臭防止法
- (10) 騒音規制法
- (11) 振動規制法
- (12) 建築基準法
- (13) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- (14) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (15) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (16) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- (17) 札幌市生活環境の保全等に関する条例
- (18) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
- (19) 既存建築物の吹付けアスベスト粉塵飛散防止処理技術指針
- (20) 石綿障害予防規則

- (21) 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル
- (22) 特定化学物質障害予防規則
- (23) 建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル
- (24) 非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針

その他上記以外であっても、関係する法令があれば遵守すること

8 秘密の保持

受託者は業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

9 書類の提出

(1) 契約後速やかに提出する書類

- | | |
|---------------|----|
| ア 業務着手届 | 2部 |
| イ 業務計画書 | 2部 |
| ウ 業務工程表 | 2部 |
| エ 業務責任者等指定通知書 | 2部 |

(2) 業務中間時に提出する書類

「16 成果品一覧及び提出時期」を参照

(3) 業務完了時に提出する書類

- | | |
|---------|----|
| ア 業務完了届 | 2部 |
| イ 成果報告書 | 2部 |
| ウ 参考資料 | 一式 |
| エ 電子データ | 一式 |

(4) その他委託者が特に必要と認めた書類

(5) 業務計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、速やかに業務計画書を作成し提出すること。

(6) 成果報告書に関する注意事項

ア 検討過程資料、計算根拠、出典等資料はすべて明確にし、整理して提出すること。

(特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。)

イ 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。

ウ 業務協議簿・その他委託者から指定されたものを添付すること。

エ 成果報告書の提出にあたっては、委託者が立会うこと。

オ 電子データは、原則以下の2種類を作成すること。他形式で提出する際は、委託者と協議すること。ワープロソフト（マイクロソフト WORD (Microsoft 365 Apps for

enterprise) と互換性が確認されているもの) 形式と PDF 形式で作成すること。
カ ワープロソフト形式の電子データは委託者側で自由に変更できる状態にしておくこと。PDF 形式の電子データは印刷やコピー等できる状態にしておくこと。

10 業務責任者及び業務担当者

- (1) 受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、類似業務（廃棄物処理施設の解体工事に係る調査設計業務等）を 1 件以上完了した実績を有する業務責任者を定め、業務全般について技術的な管理を行わせること。
- (2) 業務責任者の資格要件
 - ア 技術士（総合技術監理部門又は衛生工学部門の廃棄物関係分野）
- (3) 業務担当者の配置
 - ア 受託者は業務遂行のため、業務責任者の下に業務に必要な知識及び技術を有する業務担当者を配置すること。
 - イ 実務経験（大卒・高専卒 3 年、高卒 5 年、その他 10 年以上）を有するものとする。
 - ウ 業務責任者は業務担当者と兼務することができる。受託者は、主任技術者（技術士（衛生工学部門）、またはごみ処理施設の処理技術に十分な知識を有する者）を配置し、秩序正しく業務を遂行するものとする。

11 関係機関への手続き等

本事業の内容について関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合、その対応を行うこと。

12 打合せ議事録

受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容を記録した打合せ議事録を本市に提出し、承認を受けなければならない。

13 資料の貸与

本業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は原則として受注者が行うこととするが、委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際には、借用書類リストを提出のこと。

14 疑義の解釈

業務の遂行において本仕様書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上定めるものとする。業務上必要と認められる軽微な事項については、受託者の責任において行うものとする。

15 調査のための立入及び補償

- (1) 業務を実施するため、公有地または私有地に立ち入る場合は、関係者と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入が不可能となった場合には、直ちに委託者に報告し、協議しなければならない。
- (2) 関係法令等に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があった場合には、これを提示しなければならない。
- (3) 業務に伴う立入調査のため、補償の必要が生じた場合には、別途その扱いを協議する。

16 成果品一覧及び提出時期

各成果品については、下記に示す提出期限を厳守すること。やむを得ない事情により、提出期限に間に合わない場合は、事前に委託者に報告し、協議しなければならない。

成果品	提出期限
(1) 財産処分報告書	令和7年2月上旬
(2) 有害物質等調査・分析報告書	着手後、委託者と協議
(3) 解体工事見積仕様書	令和7年2月上旬
(4) 見積回答	令和7年6月上旬
(5) 解体工事基本計画書	令和7年2月上旬
(6) 解体工事図面 (A3 図面白焼き + 製本2部)	令和8年1月下旬
(7) 解体工事発注仕様書 (A4 ファイル綴じ + 電子データ)	令和8年1月下旬
(8) 解体工事内訳書 (A4 ファイル綴じ + 電子データ)	令和8年1月下旬
(9) 数量調書	令和8年1月下旬
(10) 解体工事予算要求用資料	令和7年8月上旬

17 著作権

成果報告書に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は委託者に譲渡すること。

18 環境に配慮した業務履行

受託者は、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。
- (6) 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。
- (7) 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。

第2章 業務内容

1 財産処分報告書の作成

解体施設の財産処分報告書に必要な資料を作成するものである。作成にあたっては、「令和3年1月21日環循総発第2101211号「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」の一部改正について」等、国が示す指針等を遵守すること。

(1) 様式の作成

(2) 添付書類の作成及び取りまとめ

- ア 対象施設の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）及び写真
- イ 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し
- ウ その他参考となる資料

2 有害物質等状況調査

解体作業工法及び保護具選定に係る管理区域等の前提条件を明らかにするため、汚染物中のダイオキシン類等の事前調査を実施する。

また、対象施設におけるアスベスト、PCB、リフラクトリーセラミックファイバー（RCF）については、使用の有無等を既存設計図書等により調査し、使用が疑わしい場合は分析調査を行うものとする。なお、以下に示す数量は標準数量であるため、現地調査の結果、箇所・数量に増減が生じた場合は、委託者及び受託者協議の上、変更するものとする。

(1) 分析調査作業計画書の作成

有害物質等のサンプリングに係る分析調査作業計画書の作成を行う。

(2) ダイオキシン類の調査及び分析

- ア 分析箇所の選定に当たっては「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」に準拠する。ダイオキシン類の分析箇所及び検体数は以下を標準とする。

番号	機器名称	対象物	検体数
1	焼却炉内	堆積物	1 検体
2	焼却炉内	壁付着物	1 検体
3	余熱ボイラ	付着物	1 検体
4	減温塔	堆積物	1 検体
5	減温塔ダストコンベア	付着物	1 検体
6	バグフィルタ	堆積物	1 検体
7	バグフィルタダスト搬送コンベア	付着物	1 検体
8	誘引通風機	付着物	1 検体
9	灰ピット	付着物	1 検体
10	ダストピット	付着物	1 検体
11	煙道	堆積物	1 検体
12	煙突下部	堆積物	1 検体

計	12 検体
---	-------

イ サンプルング実施日時は、駒岡清掃工場の運転停止後とし、委託者と協議し、決定すること。

ウ 採取および分析については、事前に実施計画を立案し、委託者と協議のうえ実施すること。

エ 駒岡清掃工場敷地内における松葉中ダイオキシン類濃度を指標とし、経年的な周辺環境への影響を把握する目的で敷地内の以下の2箇所から松葉試料を採取し、混合して1試料を分析に供することとする。

(採取量等は、0.01pg-TEQ/gの定量下限を目標に適切な試料量とする)

- ① 駒岡清掃工場敷地内のアカエゾマツ
- ② 駒岡清掃工場敷地内のチロリアンマツ

番号	採取場所	対象物	検体数
1	上記①、②を混合	松葉	1 検体
計			1 検体

(3) アスベスト含有材の調査

アスベストの使用有無を目視及び既存設計図書等により調査し、その記録を作成する。調査の結果、アスベストの使用が明らかになった時は、分析調査を行うこととする。分析調査検体数等は以下を標準とするが、内容に変更が生じる場合には、委託者と協議の上、変更することとする。

ア 分析箇所：協議の上、決定する事 (20 検体)

イ 調査項目：定性分析

ウ 測定方法：JIS A1481-2

(4) PCB 調査

PCB 廃棄物の適正な処理を図るため、対象施設の電気機器について PCB 含有の有無を調査する。調査は、表の機器の現地調査のほか、建設当時の完成図書等での文献調査、メーカーへの聞き取り調査によるものとする。

調査対象箇所名	検体数
非常電源用低圧配電盤 (コンデンサ)	12 検体
計	12 検体

(5) リフラクトリーセラミックファイバー (RCF)

目視及び既存設計図書等により、使用が確認された場合に調査する。

3 解体工事基本計画書の作成

本業務は、解体工事設計図書を作成するための解体工事に関する基本事項を定めるものとする。また、解体工事基本計画書として取りまとめた後、概要版の作成を行う。

(1) 諸条件及び法規制の整理

- (2) 環境保全目標値
- (3) 解体撤去工事範囲及び対象設備内容
- (4) 作業環境区分等の設定
- (5) 作業中の粉じん等飛散防止及び排水流出防止、騒音・振動対策
- (6) 解体工法及び解体手順
 - ・建物上屋、地下構造物、煙突、プラント設備機器等の解体工法について検討
- (7) 地下構造物撤去後の埋戻し工法の検討
 - ・当該地における将来的な建築を考慮し、経済的かつ効率的な埋戻し工法を検討
- (8) 有害物質等の除去方法
- (9) 廃棄物の保管方法及び処理・リサイクルの方法
- (10) 解体撤去工事概算費用
- (11) 解体工事工程
 - ・周辺環境及び建設現場の気象条件（風向・積雪地等）等を考慮
- (12) 解体工事にあたり必要となる届出等
 - ・届出概要、時期、提出先等を整理し一覧表を作成
- (13) 敷地内動線計画
 - ・敷地内の利用者動線と工事動線の区分、立入禁止区域など検討
- (14) その他解体工事に必要な検討事項

4 解体工事見積仕様書の作成

(1) 解体工事見積仕様書の作成

解体工事の前提条件を整理し、見積仕様書及び見積書様式を作成する。なお、見積回答は5社以上から徴取する。また、見積回答の徴取に必要な現場説明、質疑への回答等の支援を行う。見積回答の内容は下記事項を参考とする。

ア 解体工事計画図

- ①準備・仮設工事
- ②ダイオキシン類等安全対策
- ③除染工事（安全対策含む）
- ④地下工作物撤去工事（埋戻し工事含む）
- ⑤解体撤去工事（既存図面活用）
- ⑥廃棄物及び解体材の分別・処理・処分

イ 解体工事費

(2) 見積回答の比較評価・考察

前項に示す見積回答について比較評価を行い、解体工事設計図書に反映させる。また、解体工事費についても見積回答を精査の上、工事設計書の根拠として取りまとめる。

5 解体工事設計図書の作成

見積業者から提出された見積回答の結果を踏まえ、工事発注のための設計図書の作成を行う。

(1) 解体工事発注仕様書の作成

解体工事に係る発注仕様書の作成を行う。

(2) 解体工事設計図の作成

各仕様書に添付する図面を作成する。

ア 配置図

イ 平面図・立面図・断面図・構造図・軸組図等

ウ 仮設計画図

エ DXNs 管理区域図、アスベスト範囲図

オ 地下部埋戻し範囲図

カ プラント機器解体図

キ その他必要な図面

(3) 解体工事設計書の作成

ア 解体工事設計書の作成

設計書として、解体工事の工法、種類、数量等で構成し、設計に採用する工事や労務単価については、公共単価、建設物価などの公共性・市場性の高い単価を使用することを原則とするが、工事の特殊性からやむを得ない場合は、本市と協議し、業者見積により代用すること。また、設計書の構成は、公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）に準拠し、営繕積算システム RIBC 内訳書作成システムで作成した成果品を提出すること。

イ 数量調書

既存図及び見積回答等から、各種数量を拾い出し、設計書の基礎数量とする。

6 工場稼働停止に伴う後仕舞い作業に関する検討

委託者において、令和7年度に工場の後仕舞い作業（ごみピット底ざらいや各所清掃など）を計画している。

委託者が計画している後仕舞い作業の内容について、解体工事着手時までに完了しておく必要がある事項の漏れなど、委託者の作業内容について確認、精査すること。また、他都市事例等を参考に必要な助言を行うこと。これらについて、必要に応じて委託者と協議すること。

7 地元説明会向けの資料作成等

地元住民に対する説明会を開催する場合、本市と協議のうえ説明会の資料を作成するとともに、説明会への出席など必要な事項について検討するものとする。

(参考) 解体工事範囲

別添 1

【凡例】

- 敷地境界
- 解体工事範囲

駒岡清掃工場から保養センター駒岡までの既設送電線設備については、本解体工事と併せて撤去する。



車庫

計量棟

煙突

破碎施設

管理棟

焼却施設

職員住宅

委託詰所

0 50m

位置図

別添2



業務箇所
(札幌市南区真駒内602番地)

保養センター
駒岡

駒岡真駒内線

駒岡清掃工場

駒岡資源
選別センター

石上町駒岡線

駒岡
小学校

0

400m

